

## 保健福祉部

No. 79

制度名	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	主管課名	青少年家庭課 児童育成・母子福祉G			
		問合せ先	029-301-3247			
目的・趣旨	都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業（仮称）等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費を補助する。					
〔対象団体〕 都道府県、市、福祉事務所設置町村						
〔対象事業〕 (1) 母子家庭等就業・自立支援事業 (2) 母子家庭等自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 (3) ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (5) ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 (6) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）						
〔補助要件等〕 補助金の額が10千円に満たない場合には交付の決定を行わない						
〔対象経費〕 (1) 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 (2) 負担金、補助及び交付金、扶助費 (3) 負担金、補助及び交付金、扶助費 (4) 報酬、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、共済費 (5) 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 (6) 負担金、補助及び交付金、委託料（要綱確定前のため暫定）						
〔経費負担割合〕						
区分		国	県	市町村	その他	
(1) 補助基準額と実支出額の低い方		1/2	—	1/2	—	
(2) 補助基準額と実支出額の低い方		3/4	—	1/4	—	
(3) 補助基準額と実支出額の低い方		3/4	—	1/4	—	
(4) 補助基準額と実支出額の低い方		10/10	—	—	—	
(5) 補助基準額と実支出額の低い方		1/2	—	1/2	—	
(6) 未定		10/10	—	10/10	—	
〔31年度当初予算額〕		〔31年度補助対象団体〕 別途交付申請による				
〔備考〕						